

田沢湖・角館・西木合併協議会委員等の公務災害補償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、田沢湖・角館・西木合併協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の公務災害補償について、必要な事項を定めるものとする。

(制度の適用)

第2条 協議会委員等が、協議会活動中又は協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、秋田県市町村総合事務組合の制度(秋田県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(平成14年条例第35号))を適用するものとする。

(事務)

第3条 前条による公務災害補償事務は、それぞれの所属する地方公共団体において執行するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条により協議会委員等に対し公務災害補償を適用した場合における経費は、田沢湖町、角館町、西木村が協議して負担するものとする。

(適用除外)

第5条 田沢湖町、角館町、西木村その他の地方公共団体の常勤の特別職及び一般職の職員にあっては、それぞれの身分に基づき、それぞれの団体の制度により公務災害補償の適用を受けるものとし、この規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。